

# 社会福祉法人長井市社会福祉協議会表彰並びに感謝規程

昭和 61 年 3 月制定

(趣旨)

第 1 条 社会福祉関係において多年にわたり献身的な努力を続け、その功績が顕著な者に対し表彰し、または感謝の意を表すときにこの規程によるものとする。

(表彰・感謝の方法)

第 2 条 表彰・感謝は、表彰状または感謝状を授与して行うものとし、記念品をあわせて贈ることができる。

(表彰・感謝の対象)

第 3 条 表彰・感謝は、個人または団体で次の各号の一に該当するものについてその対象となる。

- (1) 社会福祉事業の施設に役員として 5 年以上勤務し退任したとき。
- (2) 社会福祉事業の施設、社会福祉協議会及び社会福祉事業団等の役員の現職にあって、その在任期間が 10 年以上ある者
- (3) 社会福祉活動の奉仕者でその功績が顕著な者
- (4) 社会福祉事業に対し、金品の寄贈または労力を提供し貢献した者
- (5) その他特別の善行功績があり、社会一般の模範となる者

(候補者の推薦)

第 4 条 前条の各号に該当すると認められる者について、各福祉関係団体長等は、別紙推薦書により候補者として会長に推薦するものとする。

(表彰・推薦の審査)

第 5 条 会長は、前条の推薦を受けたときは、表彰または感謝該当者について、審査委員会を設置し審査決定する。

2 審査委員会の委員は、若干名とし、法人理事の中から会長が委嘱する。

(受賞者が死亡した場合の措置)

第 6 条 この規程により被表彰者等となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状等並びに記念品はその遺族に贈呈する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

表 彰  
感 謝 状贈呈者推薦書

推薦者（団体）

住 所

氏 名

住 所	電話
氏 名	大・昭・平 年 月 日
既往における表彰・感謝の有無	
推薦に値する具体的事由（箇条書）	
推 薦 事 由	規程第3条第1項第 号該当
参 考 事 由	